

第 2 章

外部化の状況

第2章 外部化の状況

1 外部化の定義

自治体が直接執行してきた事務や事業を民間団体等に委ねる動きは、一般に行政の「外部化」と呼ばれます。本白書で外部化とは、このように民間が保有する経営資源を調達、活用して公的サービスの提供等を行う手法を広く指すものと定義しています。なお外部化に対して、行政が直接事務や事業を行うことを「直営」と呼びます。

2 外部化の推進における基本的な視点

(1) 住民サービスの向上及び事業の効率化

外部化は、民間企業等の蓄積された経営ノウハウや行政では発揮しにくい大胆な創造力や柔軟性、また特定の分野における専門性などを活用し、更なる住民サービスの向上と事業運営の効率化を図ることを目的としています。

外部化による効果の例として、指定管理者制度導入施設において事業者が魅力ある自主事業を展開し施設の利用率と満足度が向上した、施設の開設時間が延長され利便性が高まった、定型業務を委託して民間に集約させたことにより組織の効率化とコスト削減につながった、などが挙げられます。

一方で拙速な外部化によって、かえって住民サービスが低下してしまうことのないよう、計画的に外部化を検討していくとともに、行政が「現場ノウハウ」や「現場感覚」を喪失することのないよう、どの分野、どの事業が外部化に適しているか慎重に見極めています。

(2) 事業者の選定とモニタリング

行政が担う住民サービスは公共的なものであり、その実施には効率性だけでなく、継続性と安定性が求められます。したがって、行政に代わりサービスを提供する事業者を選定する際には、事前にその業務の目的や範囲、サービス水準などを明確にした上で、安定した事業展開が可能な能力や実績を有しているかを含めて、最も適切な事業者を選ぶ必要があります。

また、効率性のみを追求して、安易なコスト削減による住民サービスの低下や重大事故の発生を招くことがないよう、事業者が協定書や仕様書等に従って適正なサービスを提供しているか、また施設や設備の管理を適切に行っているかを定期的にチェックするモニタリングが重要です。

（3）その他、特に配慮すべき事項

サービスの向上を図るとともに住民の権利と利益を守るために、事業の実施にあたって事業者とは細やかに取り決めを行っていく必要があります。今後も、以下の事項について、一層の配慮を行っていきます。

① 適正な労働環境の確保

外部化にあたっては、複数の事業者の中から事業内容や価格等を総合的に勘案して相手方を選ぶことになります。そのため、事業者が経費削減のために正規職員をアルバイトに切り替えたり、賃金を安くしたりする恐れがあります。本区ではこうした状況を防ぐため、指定管理者の選定にあたって、人件費をはじめ各種労働条件のチェックを行っています。事業者が労働法令を遵守すべきことは当然ですが、行政も適切な事業者選定とモニタリングにより、適正な労働環境を確保していくことが求められています。

② 個人情報の保護

個人情報保護については、条例で規定されているほか、契約書、協定書などでその取り扱いについて記載することとしています。本区では指定管理者の選定にあたり、個人情報についての考え方や方策も審査対象としています。また、モニタリングにおいても個人情報保護について評価対象としています。

3 本区における外部化

外部化の手段は様々ありますが、主な手法として、自由度が低い順から、①外部委託 ②指定管理者制度 ③民営化 となっています。

① 外部委託

定型的、専門的な個別業務を民間企業などの団体又は個人に委託し、専門的技術、サービス等の提供を受けること。

② 指定管理者制度

公の施設の管理運営全体を民間企業やN P Oなどの団体に代行させること。

③ 民営化

公共サービスの実施主体を区から民間に変更すること。民営化の相手方は自らの責任で事業を行い、施設も区立ではなくなる。

(1) 外部委託の実施状況

① 外部委託の概要

【外部委託の定義】

「外部委託」とは、区が行政責任を果たす上で必要な監督権を留保した上で、その事務事業を民間企業、住民団体、NPOなどに委託することをいいます。

ア 主な目的

「民間にできることは民間に任せる」ことを基本とし、行政サービスの供給主体を十分に精査・検討し、説明責任を果たしつつ、サービスのあり方、執行方法の適正化が図れるものは、外部委託を積極的かつ計画的に推進していく。

イ 対象となる業務

- ・定型的な業務、大量反復的業務
- ・高度な技術、専門的知識、設備等を必要とする業務
- ・民間の企画・構想力・ノウハウを活用して効果的な運営が期待できる業務
- ・業務が時期的に集中し、常時一定の職員を配置する必要のない業務
- ・公共施設の維持管理で、民間の専門的知識・技術の活用により効率的・効果的運営が期待できる業務

※公の施設は、最初に指定管理者制度による管理代行の可能性を検討します。

ウ 外部委託により期待できる効果

a 行政コストの低下

民間等の競争原理が働くことにより、行政が直接サービスを提供するよりも安いコストでのサービス提供が期待できます。

b 住民サービスの質の向上

専門的な技術・知識や柔軟なノウハウなどを有する民間等に外部委託することにより、現行の水準以上のサービス提供が期待できます。

c 住民団体との協働による地域の活性化

住民団体やNPOなどに任せることにより、地域の活性化やコミュニティの造成が期待できます。

② 外部委託の導入状況

本区では、給食調理や施設における警備や清掃など様々な業務を委託化することにより、そのうちの一部業務において担当していた職員の削減を図ってきました。

外部委託による正規職員の削減数は平成6年度からの累計で486人に達し、これらの業務を直営で実施し続けた場合に比べて、約18億円の大きな財政効果が得られています。

表2－1 外部委託に伴う財政効果（令和2年度）

(単位:千円)

業務	委託開始年度(平成) ※1	正規職員削減数(人) ※2	効果額 ※3
小学校児童通学安全誘導業務	6年度	46	329,802
学校給食調理業務	9年度	151	570,199
学校警備業務	9年度	53	430,319
庁用車運転業務	10年度	4	3,459
区民ひろば清掃業務	11年度	14	81,229
本庁舎等警備業務	12年度	6	10,241
図書館の図書受渡し業務	15年度	37	— ※4
総合窓口業務委託	16年度	13	46,257 ※5
保健所血液等検査業務	16年度	9	15,484
児童館清掃業務	16年度	13	130,750
国民健康保険・国民年金入力業務	17年度	5	— ※6
区民事務所の住民記録入力業務	17年度	2	4,844
出納業務	17年度	3	11,771
電算プログラム作成等業務	18年度	5	26,938
自動車騒音の常時監視等調査	18年度	1	6,334
保育園業務(南大塚、駒込第三)	18年度	40	17,390
地域包括支援センター運営業務(3センター)	20年度	18	25,227
幼稚園用務業務	20年度	3	9,783
小学校用務業務	21年度	36	37,044
電話交換業務	22年度	6	25,398
国民健康保険課窓口業務	22年度	8	18,289
区民ひろば運営業務	23年度	9	— ※7
西部障害支援センター事業運営委託業務	29年度	2	3,502
東部障害支援センター事業運営委託業務	30年度	2	3,502
合計		486	1,807,764 ※8

● 職員の削減につながった委託を掲載しました。

※1 最初に委託を開始した年度です。その後段階的に委託を拡大したケースでも、初年度を記入しています。

※2 委託開始年度ではなく、令和2年度時点に対する削減数です(段階的委託の場合)。

※3 令和元年度決算値を基にした人件費減少額から委託経費を差し引いたものです。

※4 図書館は、平成28年度より巣鴨図書館が民間委託から直営、駒込図書館及び上池袋図書館の2館が民間委託から指定管理者となりました。これに伴い民間委託のみの財政効果を算出することが困難なため、効果額からは除外しました。

※5 総合窓口導入により増加した業務を正規職員が行った場合と比較して効果額を計上しています。

※6 委託範囲を大幅に拡大したことにより、財政効果を算出することが困難なため、効果額からは除外しました。

※7 区民ひろばの運営委託前は、主に有償ボランティアによって運営されており、人件費減少額に含めていない一方で、委託後の経費には有償ボランティア相当分のコストが含まれているため、効果額については算出しません。

※8 平成27年10月から開始された、共済費の扱いに関する制度改革の影響を除外しました。

③ モニタリング

令和2年度から、業務委託導入による効果（事務の効率化、区民サービスの質の向上）などの定期的な確認プロセスとして、「業務委託のモニタリング」を実施しています。

モニタリングにより出された課題等は、委託業務内容の改善や次期契約の仕様書に反映させるなどし、区民サービスの維持・向上を図っていきます。

(2) 指定管理者制度の運用と状況

① 指定管理者制度の概要

指定管理者制度は、従来、委託先が公共的団体等に限定されていた公の施設（※）の管理運営について、民間事業者、NPO法人なども含めた幅広い団体に委ねる制度です。

指定管理者制度は、民間企業等のノウハウを活用して施設サービスの向上を図るとともに経費を削減することを目的としています。各施設の設置目的や業務内容に最も適した指定管理者を選ぶことにより、より利用者ニーズに応えた施設サービスの提供が可能となります。また、管理運営の効率化により経費の削減を図ることが期待できます。

平成15年9月に施行された地方自治法の一部改正により創設され、本区においては、平成17年4月1日から制度を導入しています。

区では、豊島区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「手続条例」という。）及び同施行規則（以下「手続条例施行規則」という。）のほか、豊島区指定管理者制度運用指針を定め、指定管理者制度の適正な運用に努めています。

※ 公の施設

法律上「住民の福祉を増進する目的をもって、住民の利用に供するため」に、地方公共団体が設ける施設とされています。主なものとしてはスポーツ施設や区民センター、公会堂などの文化施設、自転車駐車場などです。必ずしも区が所有しているわけではなく、賃貸借による公の施設も存在します。

なお、地方公共団体自身が利用する目的で設置される庁舎などは公の施設に該当しないため、指定管理者制度を導入することはできません。

また、区立学校のように、個別法令によって管理者が限定されている施設についても法律上の制限から指定管理者制度を導入することはできません。

② 指定管理者の募集・選定

ア 募集方法

指定管理者の募集は、原則として公募により行います。ただし、公共的団体に施設の管理を行わせることにより、地域住民の参画を積極的に活用した施設の管理が図られ、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると認めるときは、非公募とすることができます（手続条例第2条第2項及び手続条例施行規則第4条）。

イ 選定方法

公募の場合は、事業者からの申請（提案）を受けて指定管理者の候補者を選定します。この選定は、透明性・公平性の確保が強く求められることから、学識経験者、公認会計士などの外部委員を含めた「豊島区公の施設指定管理者審査委員会」の審査結果に基づいて行います。非公募の場合も、同審査委員会の審査を経て候補者を決定します。なお、平成26年度から労務管理、労働環境の審査を更に充実させるため、社

会保険労務士を新たに審査委員に加えました。

指定管理者の候補者は、議会の議決後、指定管理者として指定されます。

③ モニタリング

指定管理者を指定する際には、協定書や仕様書等により、施設サービス水準、施設設備の管理基準等を示します。指定管理者がこれらの協定書や仕様書等に従い適正なサービスを提供しているか、適切な施設・設備の管理を行っているかを監視するモニタリングを行っています。本区ではモニタリングとして、事業報告、事業評価、外部評価、利用者満足度調査、立入調査を実施しています。

ア 事業報告

地方自治法第244条の2第7項及び手続条例第12条の規定に基づき、指定管理者は、毎事業年度終了後50日以内に区へ事業報告書を提出します。

事業報告書には次の事項を記載します。

- a 管理業務の実施状況
- b 施設の利用状況
- c 利用料金の収入実績
- d 管理経費等の収支状況
- e その他管理状況を把握するために必要な事項

イ 事業評価

指定管理者が協定書や仕様書などに従い適正な管理運営を行っているかを確認するとともに、今後の管理運営や次期選定にあたっての課題整理や判断材料等に利用するため事業評価を行います。評価の実施時期は毎事業年度終了後です。

業務が基準を満たさない場合等は、是正勧告を行い、改善計画書の提出等を求めます。それでもなお改善が見られないときは、指定を取り消す場合もあります。

ウ 外部評価

事業評価は指定管理者及び区が評価主体となります。客観的な視点から外部評価を行うことにより、更なる管理運営の適正化とサービスの向上を図ることができます。本区では平成22年度、平成23年度、平成25年度及び平成29年度には、非公募施設を対象として、指定管理者及び区以外の第三者機関が指定管理者を評価する「第三者評価」を実施しました。

エ 利用者満足度調査

指定管理者のサービスについて利用者がどの程度満足しているか、またどのような意見・要望を持っているのかを調査することにより、利用者ニーズを把握し、それをサービスの向上に結び付けることができます。また調査結果は指定管理者の事業を評

価する上での重要な資料にもなります。このような趣旨から、指定管理者は利用者満足度調査を年1回以上実施しています。

オ 立入調査等

区は指定管理者に対し、業務内容、経理状況等について、適宜報告を求め、また実地調査を行います。

④ 指定管理者制度の導入状況

表2-3のとおり、令和3年4月1日現在、46施設が指定管理者により管理運営されています。複数の施設をまとめて1つの指定管理者に委ねたほうが効果的、効率的である場合は一括募集を行っています。これまでに最多で6施設を一括募集するなど、現行の46施設に対しては21区分の募集を行いました（表2-3「指定管理者名」列の区分に相当。南長崎中央公園スポーツセンター、南長崎中央公園、南長崎自転車駐車場は3施設一括募集。駒込図書館、上池袋図書館、池袋図書館、目白図書館、池袋第三区民集会室、目白第一区民集会室は6施設一括募集）。

また、指定管理者制度運用指針に基づいて、原則的な指定期間である5年を単位として指定管理者が管理運営を行っている施設が多数を占めています。公募原則に従い、公募の方法によって選定が行われた施設は約7割となっています。

本区の特色として、「公募比率が高い」、「民間参入率¹⁾が高い」、「利用料金制度²⁾の採用率が高い」といった点が挙げられます。

表2-2 指定管理者制度の全国平均との比較（令和3年4月1日現在）

区分	公募の比率	民間参入率	利用料金制度の採用率
※ 全国平均	49.1%	40.0%	52.2%
豊島区	69.6%	69.6%	87.0%

※総務省『公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果』(平成30年)による

指定管理者制度は必ずしも財政効果のみを目的とした制度ではありませんが、多くの場合、導入により効率化が図られ、財政効果を生み出しています。平成17年度から令和2年度までの累計効果額は50億円を超える大きな金額となっています（表2-4参照）。

財政効果以外にも、各施設で開館時間の延長や休館日の減少をはじめとするサービスの向上が見られ、指定管理者制度導入の目的が達成されています。

1) ここでの民間参入率とは、指定管理者が「株式会社」、「NPO」及びそれらの複合体である割合を指します。「特例民法法人」、「一般社団・財団法人」、「公益社団・財団法人」、「公共団体」、「公共的団体（社会福祉法人等）」などは除外します。

2) 施設の利用料金を（条例の範囲内で）指定管理者が自ら定め、またその利用料金を直接指定管理者の収入とできる制度です。インセンティブを付与することにより、指定管理者の創意工夫を促すというメリットがあるため、本区では可能な限り採用することとしています。

表2-3 指定管理者制度導入施設一覧（令和3年4月1日現在）

No.	種類	施設名	所在地	導入年度	指定管理者名	指定期間	利用料金制※1	公募・非公募
1	集会施設・ホール・文化施設	としま区民センター (旧豊島区民センター)	豊島区 東池袋1-20-10	H17	公益財団法人 としま未来文化財団	平成31年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで	有	非公募
2		芸術文化劇場 (旧豊島公会堂)	豊島区 東池袋1-19-1	H17				
3		どしま産業振興プラザ (旧勤労福祉会館)	豊島区 西池袋2-37-4	H18	としまのちから	平成29年 4月 1日から 令和 4年 3月31日まで	有	公募
4		舞台芸術交流センター (あうるすぽっぽ)	豊島区東池袋4-5-2	H19	公益財団法人 としま未来文化財団	令和 3年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	有	非公募
5		熊谷守一美術館	豊島区 千早2-27-6	H19	株式会社樋	平成25年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで	有	非公募
6		駒込地域文化創造館	豊島区 駒込2-2-2	H17	公益財団法人 としま未来文化財団	平成31年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで	有	非公募
7		巣鴨地域文化創造館	豊島区 巣鴨4-15-11					
8		南大塚地域文化創造館	豊島区 南大塚2-36-1					
9		千早地域文化創造館	豊島区 千早2-35-12					
10		雑司が谷地域文化創造館	豊島区 雑司が谷3-1-7					
11	図書館	池袋第三区民集会室	豊島区 池袋3-29-10	H29	株式会社 図書館流通センター	令和 3年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	有	公募
12		目白第一区民集会室	豊島区 目白4-31-8	H29		令和 3年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで		
13		駒込図書館	豊島区 駒込2-2-2	H28		令和 3年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで		
14		上池袋図書館	豊島区 上池袋2-45-15	H28		令和 3年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで		
15		池袋図書館	豊島区 池袋3-29-10	H29		令和 3年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで		
16		目白図書館	豊島区 目白4-31-8	H29		令和 3年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで		
17	スポーツ施設	巣鴨体育館	豊島区 巣鴨3-8-7	H17	東京ドームグループ	令和 3年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	有	公募
18		雑司が谷体育館	豊島区 雑司が谷3-1-7	H17	コナミスポーツ株式会社	令和 3年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで	有	公募
19		三芳グランド	埼玉県入間郡三芳町 大字上富382-1	H17	日本テニス事業協会 共同企業体	令和 2年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで	有	公募
20		池袋スポーツセンター	豊島区 東池袋2-5-1	H17	ピーウオッシュ・アズビル共同事 業体	令和 2年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで	有	公募
21		豊島体育館	豊島区 要町3-47-8	H18	豊島区体育協会グループ	令和 2年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで	有	公募
22		西巣鴨体育場	豊島区 西巣鴨4-22-19	H18	ピーウオッシュ・体育協会・太平 ビルサービスグループ	令和 2年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで	有	公募
23		総合体育場	豊島区 東池袋4-41-30					
24		荒川野球場	板橋区 新河岸3-16先					
25		南長崎中央公園スポーツセンター	豊島区 南長崎4-13-5	H24	アシックス・ハリマ・日本水泳振 興会共同事業体	令和 2年 7月 1日から 令和 5年 3月31日まで	有	非公募
26	自転車駐車場	巣鴨駅北自転車駐車場	豊島区 巣鴨2-7-11	H17	サイカバーキング 株式会社	令和 2年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで	有	公募
27		巣鴨駅南自転車駐車場	豊島区 巣鴨1-13					
28		巣鴨駅第三自転車駐車場	豊島区 巣鴨2-9-8					
29		西巣鴨駅自転車駐車場	豊島区 西巣鴨3-26-1	H22	サイカバーキング 株式会社	平成31年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで	有	公募
30		駒込駅北自転車駐車場	豊島区 駒込2-2-2					
31		巣鴨駅北口白山通り自転車駐車場	豊島区 巣鴨2-9先					
32		目白駅東自転車駐車場	豊島区 目白1-4-1	H21	サイカバーキング 株式会社	平成31年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで	有	公募
33		目白駅西自転車駐車場	豊島区 目白3-4-3					
34		目白駅北自転車駐車場	豊島区 目白3-16					
35		千登世橋自転車駐車場	豊島区 雑司が谷3-1-7					
36		南長崎自転車駐車場	豊島区 南長崎4-13-5	H24	アシックス・ハリマ・日本水泳振 興会共同事業体	令和 2年 7月 1日から 令和 5年 3月31日まで	有	非公募
37	公園	目白庭園※2	豊島区 目白3-20-18	H17	かたばみ・鹿島建物共同企業体 アシックス・ハリマ・日本水泳振 興会共同事業体 一般社団法人Hareza池袋エリア マネジメント	令和 2年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで	有	公募
38		南長崎中央公園	豊島区 南長崎4-13-5	H24				
39		中池袋公園	豊島区 東池袋1-16-1	R1				
40		としまみどりの防災公園	豊島区 東池袋4-42-1	R2				
41		福祉ホームさらんば	豊島区 西池袋3-8-20	H18				
42		駒込生活実習所	豊島区 駒込4-7-1	H20	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会	令和 2年 4月 1日から 令和 12年 3月31日まで	無	非公募
43		駒込福祉作業所	豊島区 駒込4-7-1					
44		駒込福祉作業所分室	豊島区 池袋本町1-6-12	H30				
45	福祉施設	目白生活実習所	豊島区 目白5-18-8	H22	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会	令和 2年 4月 1日から 令和12年 3月31日まで	有	公募
46		目白福祉作業所	豊島区 目白5-18-8					

表2-4 指定管理者制度導入による財政効果額（令和2年度決算まで）

導入年度	施設名	令和2年度 財政効果額※1	累計効果額 (導入年度～令和2年度)	(単位:千円) 備考
平成17年	旧豊島区民センター・旧豊島公会堂		503,077	平成27年度閉館
	地域文化創造館(5館)	△ 41,381	138,339	
	巣鴨体育館	51,105	905,211	
	雑司が谷体育館	62,850	806,441	
	三芳グランド	12,837	316,926	
	池袋スポーツセンター	5,199	205,380	
	西池袋温水プール		114,361	平成21年度末廃止
	巣鴨駅北自転車駐車場 巣鴨駅南自転車駐車場 巣鴨駅第三自転車駐車場	△ 7,926	△ 70,023	財政面での効果は出なかったが、24時間開場などサービス向上があった
	目白庭園・区民の森(2ヶ所)	△ 5,602	32,792	区民の森は平成22年度より直営
平成18年	豊島体育館	△ 4,022	172,180	
	総合体育場・西巣鴨体育場・荒川野球場	15,539	432,245	
	旧勤労福祉会館		298,398	平成27年度閉館
	福祉ホームさくらんぼ	△ 35,910	△ 130,215	
平成19年	舞台芸術交流センター(あうるすぽっぽ)	0	0	平成19年度開設※2
	熊谷守一美術館	0	0	
平成20年	駒込生活実習所・駒込福祉作業所	△ 6,707	619,568	正規職員削減数:30人
平成21年	目白駅東自転車駐車場 目白駅西自転車駐車場 目白駅北自転車駐車場 千登世橋自転車駐車場	△ 15,010	△ 71,828	財政面での効果は出なかったが、24時間開場などサービス向上があった
平成22年	西巣鴨駅自転車駐車場 駒込駅北自転車駐車場 巣鴨駅北口白山通り自転車駐車場	4,355	71,143	
	目白生活実習所・目白福祉作業所	4,094	652,019	正規職員削減数:28人
平成24年	南長崎中央公園スポーツセンター 南長崎中央公園 南長崎自転車駐車場	0	0 0 0	平成24年度開設※2 複合施設
平成28年	駒込図書館	173	4,777	
	上池袋図書館	1,120	10,402	
平成29年	としま産業振興プラザ	0	0	平成29年度 リニューアルオープン※3
	池袋図書館・池袋第三区民集会室	△ 4,205	△ 15,070	
	目白図書館・目白第一区民集会室	8,397	35,665	
平成30年	駒込福祉作業所分室	0	0	平成30年度開設※2
令和元年	としま区民センター・芸術文化劇場	0	0	令和元年度 リニューアルオープン※3
	中池袋公園	0	0	
令和2年	としまみどりの防災公園	0	0	令和2年度開設※2
	合計	44,906	5,031,788	

※1 財政効果額は、指定管理者制度を導入する前年度との一般財源支出額の比較で算出しています。

※2 開設当初から指定管理者制度を導入したため、効果額を0としました。

※3 リニューアルにより旧施設と施設の内容等が異なるため、新規施設と同様に効果額を0としました。

(3) 民営化の実施状況

平成17年度に区民保養施設及び高齢者福祉施設、平成18年度に保育園1園、平成21年度に保育園2園、平成22年度、平成26年度、平成27年度、平成29年度及び令和3年度に保育園1園の民営化を実施しました。

民営化は区立施設ではなくなることから、外部化の手法の中でも最も大きな変化をもたらします。民営化初年度の単年比較でも、8億円を超える大きな財政効果が得られています。

表2-5 民営化に伴う財政効果

施設名	民営化 実施年度	正規職員 削減数(人)	財政効果額 (千円)	民営化前 の運営形態
秀山荘	平成17年度	1	78,000	直営
猪苗代四季の里	平成17年度	1	78,000	直営
高齢者福祉施設	平成17年度	0	150,000	直営(業務委託)
南池袋保育園	平成18年度	18	88,000	直営
西池袋第一保育園	平成21年度	18	83,000	直営
千早第一保育園	平成21年度	19	69,000	直営
池袋本町保育園	平成22年度	20	71,000	直営
西巣鴨第二保育園	平成26年度	22	97,000	直営
高松第一保育園	平成27年度	16	29,000	直営
雑司が谷保育園	平成29年度	0	60,000	直営(業務委託)
駒込第二保育園	令和3年度	20	—	直営
合 計		135	803,000	

※ 財政効果額は、民営化前年度の経費(使用料等差引)と民営化初年度の経費との差額です。

(百万単位以下切捨て)。

※ 令和3年度までの実績について掲載しています。

※ 令和3年度の財政効果額は確定していないため「-」表記しています。

※ 都財調基準財政需要額の増減は算入しておりません。

※ 高齢者福祉施設:山吹の里、アトリエ村、菊かおる園、風かおる里、東池袋豊寿園、

上池袋豊寿園、高田豊寿園、長崎第一豊寿園、長崎第二豊寿園、千川豊寿園